

宮津市公報

令和4年3月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

- 2 宮津市議会定例会の招集…………… 1
3 宮津都市計画下水道の変更に係る図書の縦覧…………… 1

公 告

- 3 公示送達…………… 1
4 宮津市の公共施設に設置する自動販売機設置者の公募による入札選定…………… 1
5 宮津市営住宅等の入居者の公募…………… 5

水 道 企 業

《上下水道告示》

- 2 宮津市指定給水装置工事事業者の廃止…………… 6
3 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動…………… 6
4 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動…………… 7
5 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定…………… 7
6 宮津市指定給水装置工事事業者の指定…………… 7

《上下水道公告》

- 1 京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道計画の案の縦覧…………… 7

教 育 委 員 会

《告 示》

- 2 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 8
3 宮津市教育委員会臨時会の招集…………… 8

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 3 有権者総数の50分の1の数…………… 8
4 有権者総数の3分の1の数…………… 9
5 有権者総数の6分の1の数…………… 9

監 査 委 員

《監査公表》

- 92 定期監査結果の公表…………… 9

農 業 委 員 会

《告 示》

- 2 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 16

告 示

宮津市告示第2号

令和4年第1回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月15日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期 日 令和4年2月22日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

————— * * * —————

宮津市告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規程により、宮津都市計画下水道を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項により、当該変更に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月16日

宮津市長 城崎雅文

- 1 都市計画の決定に係る土地の区域
 - (1) 昭和59年宮津市告示第57号、平成4年宮津市告示第47号、平成16年宮津市告示第3号及び平成28年宮津市告示第8号の土地の区域に追加する部分
宮津市字須津小字寄穴、字江尻小字トイシバ、字大垣小字戸石場及び小字真名井前、字中野小字ツカワラ上及び小字ツカワラ下切、字中野小字真名井並びに字国分小字河原
 - (2) 昭和59年宮津市告示第57号、平成4年宮津市告示第47号、平成16年宮津市告示第3号及び平成28年宮津市告示第8号の土地の区域に変更する部分
宮津市字滝馬小字中ノ坪、字宮村小字下、字喜多小字城山及び小字横町、字今福小字向側、字須津小字井根口及び小字館、字江尻小字北垣、字難波野小字阿弥陀堂、字大垣、字大垣小字大川、字中野小字廻り垣並びに字国分小字鬼石
- 2 縦覧場所
宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）

公 告

宮津市公告第3号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和4年2月2日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

————— * * * —————

宮津市公告第4号

宮津市の公共施設に設置する自動販売機設置者を公募による入札によって選定することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告します。

令和4年2月18日

宮津市長 城崎雅文

- 1 入札物件

設置施設	設置場所	所在地	設置場所の寸法 上段:幅 下段:奥行	設置台数	最低使用料	回収ボックス	特記仕様	担当部署
前尾記念クロスワークセンター MIYAZU	1階	鶴賀 2164-2	1.20m以内 0.80m以内	1台	11,000円 (令和4年5月1日から令和5年3月31日まで)	必要	特になし	企画財政部企画課定住 ・地域振興係 (0772-45-1607)

- (1) 前尾記念クロスワークセンターMIYAZUの開館時間は午前9時から午後9時、休館日は12月29日から1月3日(予定)
- (2) 設置場所の寸法には、原則、放熱スペース等を含む。ただし、回収ボックスのスペースは含んでいない。
- (3) 設置可能台数を超える台数の設置はできない。

2 入札参加資格要件

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

- (1) 宮津市内に営業所を有する者又は宮津市民
- (2) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - イ 営業の許可を受けていない未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ 入札申込書等入札参加資格の確認に必要な書類を提出する時に地方税を滞納している者
 - エ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者
 - オ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者
 - カ 自動販売機設置者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者
 - キ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた日から2年を経過していない者
 - ク 正当な事由がなく契約を履行しなかった日から2年を経過していない者
 - ケ エからクのいずれかに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した日から2年を経過していない者
- (3) 宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。

3 入札条件等

- (1) 自動販売機設置スペースの使用許可期間
 - ア 設置スペースの使用許可の期間(以下「設置許可期間」という。)は、令和4年5月1日から令和5年3月31日までとする。
 - イ アに定める期間の利用状況等を踏まえ、引き続き設置していくことが適当と認められるときは、当初の入札条件を変更しないことを前提として、設置許可期間終了日の翌日から1年間を限度に使用許可の更新を行う。
 - ウ 設置許可期間の期間中であっても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、当該使用の許可を取り消す場合がある。
- (2) 設置スペースの使用料
 - ア 自動販売機設置者に決定した者は、入札した価格を市長の定める日までに納入しなければならない。
- (3) 設置する自動販売機の条件
 - ア 販売品目はアルコール飲料を除くものとし、コーヒー・お茶・紅茶・ジュース・フローズン・乳飲料等から季節に応じて売れ筋となる販売品目を具体的に提案すること。
 - イ 販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。(個別に販売価格の条件がある場合は、当該販売価格を上回る価格としないこと。)
 - ウ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機(エコ・ベンダー等)や、

二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機とするほか、閉館時間や閉館日はタイマー等の設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とすること。

エ 電子マネーやQRコード決済等、多様なキャッシュレス決済に対応できる自動販売機とすること。

(4) 自動販売機の設置に際しての条件

ア 自動販売機の設置位置は、自動販売機設置位置図に示した場所とし、指定した外形寸法の上限を超えないものとする。

イ 自動販売機の設置に際しては、据付面を十分に確認し、転倒防止措置を講じること。

ウ 設置に当たっては、コンセントロー一つに対して、差込プラグを一つとすること。

エ 電力使用量計測用子メーターを設置すること。

オ 販売する飲料水等の容器に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、自販機設置者の責任で適切に回収すること。

(5) 自動販売機の設置・撤去に要する費用等

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーターの設置費等を含む。）及び維持管理等に係る一切の費用並びに自動販売機の運転に必要な光熱水費は、自販機設置者の負担とする。

イ 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、市長の定める日までにその全額を納入しなければならない。

(6) 維持管理責任

設置許可期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

ア 設置許可期間中に法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと。（該当の場合のみ）

イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。

エ 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、自動販売機設置者が責任をもって行うこと。なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を宮津市に提出すること。また、商品の賞味期限に注意するとともに在庫及び補充管理を適切に行うこと。

オ 自動販売機の故障や問合せ、苦情については、自動販売機設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

カ 盗難事故や破損事故等による損害は、宮津市の責によることが明らかな場合を除き、全て自販機設置者が負うこと。

(7) その他

ア 販売品の納入、廃棄物の搬出等を行う時刻及び経路について、宮津市の指示に従うこと。

イ 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて宮津市と協議し、その指示に従うこと。

ウ 自動販売機設置者は、設置許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、設置許可期間内に原状回復すること。

エ 自動販売機設置者の自己都合により、自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の1か月前までに宮津市に書面により通知すること。なお、この場合は既に納めた使用料は還付しない。

オ エにより自動販売機を撤去する場合又は「4 使用許可の取消し」のいずれかに該当し設置の許可が取り消された場合、自動販売機設置者は速やかに原状回復すること。

カ 原状回復に係る一切の補償を宮津市に請求することはできないものとする。

キ その他宮津市が定める事項に従うこと。

4 使用許可の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、既に納めた使用料は還付しない。

ア 許可場所を公用又は公共用に供する必要が生じた場合

- イ 宮津市の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合
 - ウ 使用許可の条件に違反する行為があると認められる場合
 - エ 自動販売機設置者が入札参加資格を失った場合
 - オ 自動販売機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
- (2) 前号のウからオまでのいずれかに該当する場合は、当該取消の日から3年間宮津市が実施する自動販売機設置者を選定する入札に参加できないものとする。
- 5 入札申込等
- (1) 入札申込
- 入札に参加しようとする者は、入札申込書に次に掲げる書類を添えて宮津市に提出しなければならない。
- ア 誓約書
 - イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
※ 入札申込日前3か月以内に発行されたものに限る（コピー可）。
 - ウ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可等の免許証の写し
 - エ 販売品目等一覧表
 - オ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書））
※ 提出日前3か月以内に発行されたものに限る（コピー可）。
 - カ 役員調書（法人の場合のみ）
 - キ 自動販売機の管理関係等に関する届出書
 - ク 地方税納税証明書（滞納がないことの証明書）
※ 提出日前3か月以内に発行されたものに限る（コピー可）。
- (2) 入札申込期間等
- ア 入札申込書の受付期間：令和4年3月17日（木）～令和4年3月28日（月）必着
 - イ 入札申込書の受付場所及び送付先：〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1
宮津市企画財政部企画課定住・地域振興係（別館1階）
※ 持参される場合の受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする。
※ 郵送での申込みは、簡易書留（又は書留）とし、普通郵便で送付された場合で受付期間内に到着しなかった場合は受け付けない。
※ 申込に必要な書類が受付期間内に到着しない場合や書類の不備があった場合は受け付けない。
※ 電話、ファックス又はインターネットによる申込みは受け付けない。
- 6 入札日時、場所及び持参するもの
- (1) 入札日時 令和4年3月30日（水）午前11時
 - (2) 入札場所 宮津市役所第2会議室（本館南棟1階）
 - (3) 持参するもの
 - ア 入札書
 - イ 印鑑
個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。
 - ウ 委任状（代理人が入札する場合のみ）
委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。なお、入札申込者本人の印鑑登録証明書（本入札日前3か月以内に発行されたもの）を添付すること。
 - エ 筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）
- 7 入札の方法
- (1) 入札は、入札参加資格が確認できた者（以下「入札者」という。）のみによって行う。
 - (2) 入札会場に入室できる者は、2名までとする。
 - (3) 入札書は、宮津市の入札書を使用すること。
 - (4) 入札書には、入札者の住所、氏名（代理人が入札する場合は入札者及び代理人の住所及び氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの）を必ず押印すること。
 - (5) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入すること。
 - (6) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。
 - (7) 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすること

ができない。

(8) 入札前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けること。

(9) 入札書は、定形封筒に封入して封印し、係員の指示により入札箱に投函すること。

8 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行う。

9 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が宮津市の定めた最低使用料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができない。

(3) 落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を入札者に知らせるものとする。

(4) 落札者は、宮津市からの落札決定書をもって自動販売機設置者となる。

10 入札の変更等

(1) 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがある。

(2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

(3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する場合の入札書は無効とする。

ア 最低使用料を下回るもの

イ 入札参加資格がない者が入札したもの

ウ 指定の期間内に提出しなかったもの

エ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明印)のないもの又はこれらが分明でないもの

オ 申込物件チェックリストにチェックのなかった物件に入札したもの(その入札のみ無効)

カ 入札書の訂正をしたもの

キ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの

ク その他入札に関する条件に違反したもの

11 自動販売機設置者の提出書類

自動販売機設置者に決定した者は、宮津市が指定する期日までに次の書類を提出すること。

(1) 設置場所の図面

(2) 設置する自動販売機のカatalog(仕様、寸法及び消費電力等がわかるもの)

(3) 自動販売機の管理関係等に関する届出書

※入札参加申込書に添付した「自動販売機の管理関係等に関する届出書」の内容と異なる場合

(4) 行政財産一時使用許可申請書

12 自動販売機設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、自動販売機設置者としての決定を取り消し、当該取消しの日から3年間宮津市が実施する自動販売機設置者を選定する入札に参加できないものとする。

(1) 正当な事由なくして、宮津市が指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合

(2) 自動販売機設置者が入札参加資格を失った場合

(3) 自動販売機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

13 その他

使用許可の手續及び履行に関する一切の費用については、自動販売機設置者の負担とする。

14 入札に関する問合せ

宮津市企画財政部企画課定住・地域振興係(別館1階)

電話: 0772-45-1607(直通)

FAX: 0772-25-1691

* * *

宮津市公告第5号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり市営住

宅の入居者を公募します。

令和4年2月18日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン (若者向け住宅)	宮津市字惣	A棟	39,000円	3	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

ただし、契約期間満期時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係(本館南棟3階)又は市民部市民課市民窓口係(本館1階)に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和4年2月18日(金)から令和4年3月11日(金)まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 令和4年4月1日(金)(予定)

水 道 企 業

《告 示》

宮津市上下水道告示第2号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条の規定により告示する。

令和4年2月14日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮水道指定第S130401号

- (1) 名称 パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社
- (2) 所在地 大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号
- (3) 代表者 代表取締役 宮地晋治
- (4) 廃止年月日 令和3年10月1日

* * *

宮津市上下水道告示第3号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程(令和2年水管規程第3号)第16条の規定により告示する。

令和4年2月14日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第127号

- (1) 名 称 株式会社石川設備
- (2) 所在地 (変更前) 舞鶴市字福来150番地62
(変更後) 舞鶴市清美が丘4番地の4

————— * * * —————

宮津市上下水道告示第4号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和4年2月14日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第139号

- (1) 名 称 株式会社河原工業
- (2) 所在地 (変更前) 宮津市字惣429番地の6
(変更後) 与謝郡与謝野町三河内95番地4

————— * * * —————

宮津市上下水道告示第5号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和4年2月22日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第143号

- (1) 名 称 牧野工務店
- (2) 所在地 京丹後市峰山町杉谷856番地の3
- (3) 代表者 牧 野 秀 太 郎
- (4) 指定期間 令和4年2月22日から令和8年12月31日まで

————— * * * —————

宮津市上下水道告示第6号

宮津市指定給水装置工事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和4年2月22日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第S22147

- (1) 名 称 牧野工務店
- (2) 所在地 京丹後市峰山町杉谷856番地の3
- (3) 代表者 牧 野 秀 太 郎
- (4) 指定年月日 令和4年2月22日
- (5) 指定の有効期限 令和9年2月21日

《 公 告 》

宮津市上下水道公告第1号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道の事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに宮津市長に意見書を提出することができます。

令和4年2月16日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城崎 雅文

- 1 下水道の名称
京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道
- 2 予定処理区域
昭和60年京都府告示第104号、平成2年京都府告示第292号、平成4年京都府告示第768号、平成6年京都府告示第665号、平成9年京都府告示第554号、平成16年京都府告示第118号、平成18年京都府告示第28号、平成21年京都府告示第175号及び平成28年宮津市告示第12号の事業地のうち京都府宮津市字滝馬小字中ノ坪、字宮村小字下、字喜多小字城山及び小字横町、字今福小字向側、字須津小字井根口及び小字館、字江尻小字北垣、字難波野小字阿弥陀堂、字大垣、字大垣小字大川、字中野小字廻り垣及び小字眞名井並びに字国分小字鬼石を変更し、同事業地に字須津小字寄穴、字江尻小字トイシバ、字大垣小字戸石場及び小字眞名井前、字中野小字ツカワラ上及び小字ツカワラ下切並びに字国分小字河原を追加する。
- 3 工事着手及び完成予定年月日
工事着手予定年月日 昭和60年2月26日
工事完成予定年月日 令和10年3月31日
- 4 事業計画の案の縦覧場所
宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）
- 5 縦覧期間
令和4年2月16日（水）から令和4年3月2日（水）まで

教育委員会

宮津市教育委員会告示第2号

令和4年第2回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
令和4年2月16日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和4年2月17日（木）午前9時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

* * *

宮津市教育委員会告示第3号

令和4年第3回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。
令和4年2月16日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和4年2月24日（木）午前9時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第3号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制

定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

298人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第4号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

4,964人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第5号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

2,482人

監査委員

宮津市監査公表第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年2月18日

宮津市監査委員 中村明昌
宮津市監査委員 星野和彦

令和3年度定期監査結果報告書

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 監査の期間
令和3年11月1日から令和4年2月18日まで
- 3 監査の方法等
令和2年11月1日から令和3年3月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、全部・局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。
また、前年度の指摘事項が改善されているかについて重点的に監査を実施した。
- 4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (4) 滞納整理事務は適正に行われているか。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部に財務規則、補助金等の交付に関する規則や要綱等に基づかない事務処理や単純な記載ミスが見受けられた。これらは決裁ラインによるチェック機能が十分に機能していないことに起因するものと考えられることから、内部統制の強化に努めるとともに、マニュアルの徹底や研修の充実などにより関係法令に係る理解の向上を図るなど、市民に信頼される適正な財務事務の執行に努められることを期待する。

■令和3年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 業務執行体制について

機構及び部局別職員数の状況は、次のとおりとなっている。

◇部局別職員数の状況

部 局 等		定 数	職 員 数 令和2年11月1日	職 員 数 令和2年4月1日
市長部局	総 務 部	180 人	20 人	20 人
	企画財政部		23 人	23 人
	市 民 部		27 人	27 人
	健康福祉部		46 人	46 人
	産業経済部		23 人	23 人
	建 設 部		20 人	20 人
	会 計 課		4 人	4 人
小 計		180 人	163 人	163 人
議 会		5 人	4 人	4 人
教育委員会		48 人	35 人	35 人
選挙管理委員会		1 人	0 人	0 人
公平委員会		1 人	0 人	0 人
監 査 委 員		2 人	1 人	1 人
農 業 委 員 会		3 人	2 人	2 人
公 営 企 業		20 人	13 人	13 人
合 計		260 人	218 人	218 人

職員定数は、今年度の監査対象期間が前年度と同一年度内ということもあり、市長部局、行政委員会、公営企業いずれも同一となっている。

職員数も、同様に218人で変わらず、平成17年の300人から比較すると82人の減員となっている。

2 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務については、全般的にはおおむね適正に行われていると認め

られた。

なお、令和2年度決算における健全化判断比率は、平成27年度以来5年ぶりに低下（改善）に転じたものの、府内市町村の中では突出した高い比率であることは変わらないため、より一層の財政健全化を推進されたい。

3 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、令和2年11月1日から令和3年3月31日までに執行された業務委託、工事・修繕、補助金・交付金、貸付金及び土地・建物の貸付の状況は、次のとおりである。

部局別事務事業の状況

部 局 等	事務事業の件数					合 計
	業務委託	工事・修繕	補助金・ 交付金	貸付金	土地・建物の 貸付	
市長 部局	総務部	14	2	4		20
	企画財政部	3	3	36		42
	市民部	9	4	8		22
	健康福祉部	11		5		17
	産業経済部	5	10	32		47
	建設部	24	62			91
	会計課					
小計	66	81	85		239	
議 会						
教育委員会	4	4	20		28	
選挙管理委員会						
公平委員会						
監査委員						
農業委員会						
合 計	70	85	105		267	

※ 市民部における環境美化事業補助金については、一括してそれぞれ1件とした。

4 契約事務について

(1) 契約状況

①業務委託について

○ 監査対象とした業務委託70件の契約方法は、指名競争入札5件(7.1%)、随意契約65件(92.9%)となっており、その大部分が随意契約で執行されている。

業務委託の契約方法

区 分	業 務 委 託	
	件数 (件)	構成比 (%)
条件付一般競争入札	—	—
指名競争入札	5	7.1
随意契約	65	92.9
計	70	100.0

○ 契約金額別の件数は、次のとおりである。

業務委託の契約金額別件数

契約金額の区分	業務委託	
	件数(件)	構成比(%)
10万円以下	7	10.0
10万円超 50万円以下	22	31.4
50万円超 100万円以下	12	17.1
100万円超 500万円以下	18	25.7
500万円超 1,000万円以下	9	12.9
1,000万円超	2	2.9
計	70	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、本年度年間委託料の額で区分した。)

- 指名競争入札による5件の入札者数は次のとおりであった。
- 随意契約によるもの65件の地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

業務委託の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契約区分	契約件数	入札・見積者数				
		省略	1者	2者	3者以上	
条件付一般競争入札						
指名競争入札	5				5	
随意契約	(167条の2第1項各号の要旨)					
	第1号 予定価格が範囲内	31	1	24	2	4
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	34	8	26		
	第3号 福祉団体等との契約					
	第4号 新商品の開拓を図る者との契約					
	第5号 緊急の必要により					
	第6号 競争入札に付することが不利					
	第7号 時価に比して著しく有利な価格					
	第8号 競争入札に付し入札者がいない					
	第9号 落札者が契約しないとき					
小計	65	9	50	2	4	
計	70	9	50	2	9	

②工事・修繕について

- 工事等に係るもの64件の契約方法は、指名競争入札を行ったもの32件(50.0%)、随意契約によるもの32件(50.0%)となっている。なお、一般競争入札の実施はなかった。

工事・修繕の契約方法

区分	工事等	
	件数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	—	—
指名競争入札	32	50.0

随 意 契 約	32	50.0
計	64	100.0

○ 契約金額別の件数は、次のとおりである。

工事・修繕の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	工 事 ・ 修 繕	
	件数(件)	構成比(%)
50万円以下	16	25.0
50万円超 130万円以下	13	20.3
130万円超 300万円以下	7	10.9
300万円超 1,000万円以下	14	21.9
1,000万円超 5,000万円以下	13	20.3
5,000万円超 1億5,000万円以下	1	1.6
1億5,000万円超		
計	64	100.0

○ 指名競争入札による32件の入札者数は、次のとおりであった。

随意契約による32件について地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

工事・修繕の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契 約 区 分		契 約 件数	入 札 ・ 見 積 者 数			
			省 略	1 者	2 者	3 者 以 上
条件付一般競争入札						
指 名 競 争 入 札		32				32
随 意 契 約	(167条の2第1項各号の要旨)					
	第1号 予定価格が範囲内	24		17		7
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	7		4	1	2
	第3号 福祉団体等との契約					
	第4号 新商品の開拓を図る者との契約					
	第5号 緊急の必要により	1		1		
	第6号 競争入札に付することが不利					
	第7号 時価に比して著しく有利な価格					
	第8号 競争入札に付し入札者がいない					
	第9号 落札者が契約しないとき					
小 計		32		22	1	9
計		64		22	1	41

(2) 文書、契約事務について

① 文書事務について

文書事務については、これまで庶務担当係長会議が開催され、その都度原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底が図られてきたところである。

しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、庶務担当係長会議資料等により周知された記載となっておらず、必要事項の記載漏れ、数字・文言等の記載誤り、使用文言の不整合、原議書等決裁文書への根拠法令の記載漏れ・記載誤り・適用条項の誤り等のミスが多く見受けられたほか、決裁印を含む押印漏れ、申請書類等への受付印漏れも見受けられた。

あわせて、昨年度の定期監査において指摘した事項に対し、措置状況報告において改善した旨報告があったにもかかわらず改善されていないケースが散見されるなど、適正な事務執

行に真摯に向き合っているのか疑念を抱かざるを得ない面が伺われた。

また、昨年度も指摘したが、原議書・決裁付箋の処理においては、決裁区分が未記入のケースが多く見受けられたほか、決裁がされないまま浄書・照合・公印承認欄に押印され文書が通知されているケースや、財政課等への合議も含め決裁ラインの中で多くの職員が承認しているにもかかわらずミスが見過ごされているケースが多数見受けられるなど、組織としてのチェック体制の甘さが改善されていないと言わざるを得ない状況が今年度も確認された。

文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、決裁過程で誤りが是正されるよう内部統制を強化し、適正な事務処理が行われるよう職員個々の意識の向上を強く望むものである。

② DXの推進等について

DXの全庁を挙げた推進の方針の下、本年度庁内DX推進本部を設置され、現在、庁内検討ワーキングチームにおいてMIYAZU未来戦略マネージャーの助言も積極的に取り入れながら、従前からの業務改善や窓口サービスの向上等の取組はもとより、ペーパーレス化の一層の推進とRPAや電子決裁が一部導入されるなど積極的に取組が進められているところであるが、一方で、不要な文書の作成や添付、また片面印刷など文書の無駄がいまだに散見される場所である。文書の精査、両面印刷の徹底はもとより、DXの全庁的な取組の中でRPA・電子決裁の本格導入を含めた事務全般にわたる効率化の一層の推進を望むものである。

③ 契約状況について

業務委託に係る契約方法は、指名競争入札が5件(7.1%)、随意契約が65件(92.9%)となっており、大部分が随意契約で執行されている。工事・修繕については、指名競争入札が32件(50.0%)、随意契約が32件(50.0%)となっている。

また、随意契約のうち、業務委託の50件(76.9%)、工事・修繕の22件(68.8%)が1者見積りで行われている。

業務委託、工事・修繕ともに、予定価格の金額要件あるいは業務の特殊性等によりその性質、目的が競争入札に適さない等の理由による1者見積りによる随意契約の割合は前年度の定期監査と比べて減少(業務委託4.3%減、工事・修繕6.8%減)しているものの契約方法の大半が随意契約である状況に変わりはない。随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であるということを十分に留意し、特に1者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分精査の上で運用されるよう強く要望するものである。

④ 入札について

工事に係る入札については、電子入札が実施されているところであるが、入札結果報告において、入札辞退届が提出されているにもかかわらず、入札結果報告書に反映されていないケースが複数見受けられた。

また、入札結果報告書において、予定価格を事前に公表していない案件で、予定価格を超えた入札を失格としているケースが散見された。失格は、事前公表した予定価格を超える価格で入札した場合や最低制限価格未満の価格で入札した場合等である。

⑤ 契約書について

昨年度も指摘したが、業務委託契約書の第5条第1項で業務完了報告書に添付する書類についてうたっているが、添付資料を同じく「業務完了報告書」と記載しているケースや添付書類自体を記載していないケースが複数見受けられた。

契約事務については、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされているところであるが、適正に契約事務処理が執行されるよう、チェック機能の強化を強く望むものである。

5 補助金・交付金について

今年度は、年度後半の補助金・交付金を重点的に監査することとし、105件の審査を行った。交付事務については、おおむね適正に行われていると認められたものの、一部に領収書等が添付されていないなど添付書類が不備なケースが多く見受けられた。

また、実績報告に添付の決算書類等の数字の誤りの見落とし、実績報告の添付書類に交付申請時の事業計画書をそのまま添付するなど提出された書類を十分に確認しているのか疑わしいケースも見受けられた。

領収書等は実績報告の裏付けとなるものであり、支出の根拠として当然求めるべきものであることとして補助対象団体に十分指導されるとともに適正な事務処理を執行されたい。

また、領収書等が多数にまたがるときは、担当者が責任を持って領収書等を確認の上、確認記録を添付するなど事務の徹底を望むものである。これらの事務処理は全国においてはもちろんのこと近隣市でも当然のこととしてなされている事務処理であることを留意願いたい。

さらに、前年度も指摘したが、通年の運営支援補助金であるにもかかわらず、交付申請が年度当初に提出されていないケースが複数見受けられた。申請者から早期に交付申請書が提出されるよう適切な指導を求めるものである。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

6 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や文書催告等により収納率向上に努められているところである。

こうした中、今年度は全庁体制の滞納対策本部が設置され、滞納対策プロジェクトチーム会議の開催をはじめ従前に比して取組が強化されていることについては一定評価するものである。

しかしながら一方で、現年度分及び滞納繰越分を合わせて多額の滞納額があり、雪だるま式に積み上がっている事案が見受けられた。頻回の訪問により滞納対策に当たっているとのことだが、担当者一人だけの事務となっており、かつ、昨年指摘した問題点と改善策に対して何ら履行されておらず極めて遺憾であり、組織としてのマネジメントが十分に機能していないと言わざるを得ない。組織を挙げて可及的速やかに厳しい姿勢で収納対策に当たられることを強く望むものである。

また、市有地（普通財産）を貸し付けている実態がありながら、賃貸借契約が締結できていない、賃借料を適正に回収できていない土地があり、即刻、賃借人との賃貸借契約の締結及び賃借料の確実な回収を要請したところである。

今般、聴取した職員全般に対して感じたことは、収納に対する意識が低く、あわせて、その知識やスキルも不十分であるということである。負担の公平性と財政健全化の推進の意識を全職員に改めて徹底させ、督促状等文書での催告の頻度の増加はもちろんのこと、電話や個別訪問など双方向のやり取りによる顔の見える関係を構築した地道で粘り強い収納対策にも積極的に取り組まれたい。

あわせて、より効果的な収納対策を目指し、先進地の事例研究はもとより、地方税機構から専門的知識を有した職員の派遣を受ける等、収納に特化した新たな組織体制の確立や徴収強化に向けた対策（債権管理マニュアルの作成、研修受講の制度化、弁護士の活用等）をより一層強化するとともに、徴収のノウハウが継続的に伝承される組織づくりを強く望むものである。

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第2号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和4年2月3日

宮津市農業委員会
会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和4年2月10日（木）午前9時30分
- 2 場 所 みやづ歴史の館（宮津市中央公民館）3階大会議室
- 3 議 題
 - 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る許可について
 - 議案第7号 非農地証明交付申請の承認について